

法 学 第 3 5 7 号  
平成 28 年 7 月 5 日

各 私 立 学 校 長 様  
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

教科書採択における公正確保の徹底等について

このことについて、平成28年4月8日付け法学第48号にて通知したところですが、周知徹底を図るため改めて通知します。

各学校におかれましては、本通知の趣旨を御理解の上、教科書採択における公正性、透明性の確保に万全を期すようお願いいたします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

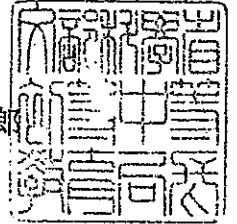
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp



27文科初第1777号  
平成28年3月31日

各 都 道 府 県 知 事  
殿  
附属学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省初等中等教育局長  
小 松 親次郎



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

このことについて、各都道府県教育委員会教育長宛て添付資料1のとおり通知しましたのでお知らせします。

なお、当局教科書課長から、各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て添付資料2のとおり通知しましたので、併せて送付します。

所管の私立学校、国立学校に対して、教育委員会と協力して通知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

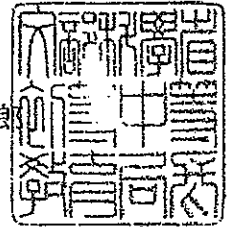




27文科初第1777号  
平成28年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松 親次郎



(印影印刷)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材であり、その採択については、公立学校については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校及び私立学校については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の権限と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことが重要となります。

平成27年度においては、平成26年度以前に、複数の教科書発行者が厳格な情報管理が求められている検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見を聴取した事案や、また、その対価として金品を支払っていた事案等が発覚したことを受けて、都道府県教育委員会等の協力の下、教科書採択への影響等について調査を行ったところであり、その結果について、本日公表したところです（別添1）。

さらには、このような不適切な行為の対象となった教員等の中に、調査員等として、その後の教科書採択に関与し得る立場となった者が少なからず含まれていたことにより、結果として、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態に至ったことについては、非常に遺憾であります。

当該教員等に対しては、任命権者及び服務監督権者において、事案当時における職制や採択への関与の有無・程度等を踏まえた上で、法令や各自自治体が定める条例・規則等にのっとり、厳正に対処していただくようお願いします。

今回の事案の反省に立った上で、平成28年度以降における教科書採択に当たっては、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底することが必要となります。

ついては、今回の事案及び平成 27 年度における教科書採択の状況調査の結果（別添 2）も踏まえ、今後の教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴教育委員会の委員及び関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校を含む全ての学校、教員等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すようお願いします。

おって、この通知の写しを附属学校を置く国立大学法人の長及び都道府県知事宛てに送付しますので、国立大学法人及び私立学校担当部署と協力し、域内の国立学校及び私立学校に対する周知をお願いします。

なお、教科書採択に関する事務処理の詳細については、別途通知しますので、これも十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

## 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

### (1) 教科用図書選定審議会委員又は調査員等の選任について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

このため、選定審議会委員や調査員等の選任及びこれらの者の具体の審議や調査研究に当たっては、追って送付する著作編修関係者名簿を確認するとともに、各教育委員会内の関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※ なお、平成 29 年度以降における教科書採択に当たっては、採択権者の便宜のため、著作編修関係者名簿のほか、教師用指導書の執筆者についても、教科書発行者から都道府県教育委員会に対して情報提供を行う予定としているため、あらかじめ承知願いたい。

### (2) 教科書見本の取扱いについて

○ 教科書発行者から各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の種類・部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に対して通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

このため、これらの者から教科書発行者に対しても、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。

※ なお、各教育委員会等に対して送付することができる教科書見本の部数の上限については、平成 29 年度以降における教科書採択に向けて、平成 28 年度中に検討を行い、別途通知することとしているため、あらかじめ承知願いたい。

○ 上記にかかわらず、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 14 条の規定により、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限とされている 9 月 16 日より後の期間において、各学校における翌年度の授業研究・教材研究等のために、採択権者がその管理する学校の意向を取りまとめた上で、採択した教科書の見本の献本について、教科書発行者に対して任意の協力を依頼することは差し支えないこと。ただし、献本を依頼する部数については、

当該採択権者が管理する学校数を上限とすること。

その際、9月16日以前の期間に、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して9月16日より後の期間に教科書見本を献本するよう求める行為は厳に慎むこと。

### (3) 過大な宣伝行為等への対処について

- 採択期間中において、教科書発行者が、教育委員会関係者や学校関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝行為を個別に行うことは、特段の問題はないものとされているが、その宣伝行為により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝行為等を慎むよう指導を行うとともに、一般社団法人教科書協会においても「教科書宣伝行動基準」の見直しを行い、より実効的な自主規範として、追って送付する「教科書発行者行動規範」を定めることとしている。このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。

その際、文部科学省の指導や「教科書発行者行動規範」に違反する行為について、教科書発行者に対して求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者から申出があった場合にもその申出を明確に断るよう留意すること。

- 教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な教科書採択を行うこと。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な働きかけ等により教科書採択の公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省宛てに報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝行為等の過熱を防止するため、9月16日以前の期間においては、教科書に関する講習会又は研修会等を主催しないよう、また、関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

※ 「講習会又は研修会等」とは、2以上の学校の教員等を対象としたものを想定しているが、疑義が生じる場合には、文部科学省宛てに問い合わせ願いたい。

※ 公正確保を前提とした教科書発行者による合同の説明会については、平成28年度中に具体化に向けた検討を行う予定であるため、あらかじめ承知願いたい。



#### (4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理が求められていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動（それと実質的に同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教員等に対して周知を徹底すること。
- 追って送付する著作編修関係者名簿に記載された教科書の著作・編集者等及び教師用指導書の執筆者については、検定期間中に検定申請本又はその内容の一部を了知することとなり、これらの者については特定の教科書発行者と関係を有することから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### (5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。
- 一方で、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。具体的には、
  - ・ 教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合、また、場合によっては金銭等を受け取らない場合であっても、その可否・手続等については、法令や各自治体が定める条例・規則等に従う必要がある旨の周知を行うこと
  - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
  - ・ 教員等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教員等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### (6) 文部科学省に対する情報提供について

本通知及び「教科書発行者行動規範」に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為を確認した場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教員等に対して

指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に対して速やかに情報提供を行うこと。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### (1) 採択権者の権限と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教員等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。
- 公立学校において使用される教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添2参照）を踏まえると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難いこと。  
具体的には、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用される教科書については学校ごとに異なる種類の教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用される教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択が行われるようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。  
この観点から、これらの学校において使用される教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県・市町村の教育目標等を踏まえた採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。
- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校の校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされていることから、適切にその責務を果たすことが必要であること。

### (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校において教科書の調査

研究期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、教科書採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

### (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用される教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに終わらなければならないとされていること。
- 高等学校において使用される教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、9月16日までに都道府県教育委員会から文部科学省に対して教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用される教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

### (5) 教科書の採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に関する結果・理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長に対して、努力義務が課されているところであるが、公表状況に関する調査結果（別添2参照）を踏まえると、その公表状況は未だ不十分と考えられることから、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。
- 高等学校において使用される教科書についても、義務教育諸学校に準じてその採択結果・理由等の公表に努め、採択権者である教育委員会や学校長は、適宜、説明責任を果たすことが求められること。

### 3. 平成28年度の教科書採択における留意事項について

平成28年度における教科書採択については、上記及び下記事項を踏まえた上で、採択権者の権限と責任により適切に行うこと。

#### (1) 義務教育諸学校用教科書について

平成28年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定により、特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成27年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、上記にかかわらず、無償措置法施行規則第6条第3号又は第4号に掲げる場合には、平成27年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。その場合には、教科書発行者に対して、調査研究に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

#### (2) 高等学校用教科書について

平成28年度においては、学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する「高等学校用教科書目録（平成29年度使用）」に登載されている教科書のうちから平成29年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

#### (3) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校においては、学校教育法附則第9条の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、別途送付する採択に関する事務処理に関する通知を参照すること。

#### (4) その他

平成28年度においては、高等学校用の教科書及び小学校用の教科書（特別の教科 道徳）の検定が行われることとなるため、申請受理種目及び期

間を確認の上、教員等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

**【参考】平成 28 年度における検定申請受理種目及び期間について**

(高等学校用教科書)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1355413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1355413.htm)

(小学校用教科書)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1359756.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1359756.htm)

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話 03 (5253) 4111 内線 2576



教科書発行者による自己点検・検証結果の報告を受けた  
各教育委員会等における調査結果について

平成28年3月31日  
文部科学省初等中等教育局

義務教育諸学校用教科書を発行する発行者による自己点検・検証結果の報告に基づいて、各教育委員会等において教科書採択に対する影響等について調査を行っていたところであるが、本日までにて全ての教育委員会等から、教科書採択は公正に行われた旨の報告があったところ。

(参考) 各教育委員会等から報告のあった各類型ごとの教員等の延べ人数及び当該発行者の教科書を新たに採択した件数について

**公立学校関係者**

○対価を伴わず、申請本の内容について意見聴取等を行った事案【類型①】

事案当時	採択期間			
1,018人	978人	教育長・教育委員	6人	0件
		採択地区協議会委員	2人	0件
		採択地区調査員等	183人	10件
		市町村教育委員会事務局	9人	2件

○申請本の内容について意見聴取等を行いその対価を支払った事案【類型②】

事案当時	採択期間			
3,454人	3,367人	教育長・教育委員	0人	0件
		採択地区協議会委員	9人	0件
		採択地区調査員等	790人	83件
		市町村教育委員会事務局	40人	6件

※ 市町村教育委員会事務局の人数については、採択地区調査員等と一部重複して計上。

※ 件数については、事案当時の翌年度の採択期間において、異なる発行者の教科書から当該発行者の教科書に採択替えを行った件数を計上。

### 国立学校関係者／私立学校関係者

- 類型①／類型②において、事案当時の国立学校関係者は、22人／144人。  
採択期間中の国立学校関係者は、20人／139人。このうち、当該発行者の教科書を新たに採択した件数は、3件／12件。
  - 類型①／類型②において、事案当時の私立学校関係者は、5人／1人。  
採択期間中の私立学校関係者は、5人／2人。このうち、当該発行者の教科書を新たに採択した件数は、0件／1件。
- ※ 件数については、事案当時の翌年度の採択期間において、異なる発行者の教科書から当該発行者の教科書に採択替えを行った件数を計上。

### 類型①②以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案【類型③】

- ◇ 発行者による自己点検・検証の結果、中元・歳暮を贈った可能性があるとして報告があったのは、下記のとおり。
  - ・教育長・教育委員 : 9人
  - ・公立学校教職員 : 1人（その後、教育委員に就任）
- ◇ この10人のいずれからも、当該発行者からの中元・歳暮について、受取を拒否した又は受け取っていない旨の報告を受けている。  
なお、当該10人のうち、平成27年4月1日現在で在職している者（7人）が所属する採択地区において、当該発行者の教科書を新規に採択した地区はない（当該発行者の教科書を継続して採択した地区は2つ。）。



## 【留意事項】

- ※ 上記人数は、3月28日までに各都道府県教育委員会から文部科学省に対して報告があったものを延べ人数で集計したものであり、今後、各教育委員会等が個々の教員等に対して詳細な調査を継続する過程で変動があり得るものである。
- ※ 上記用語の定義は、下記のとおり。
  - ・「公立学校関係者」：公立の義務教育諸学校の教職員及び当該学校を所管する教育委員会関係者（当該教育委員会が所在する都道府県の教育委員会関係者を含む。）
  - ・「国立学校関係者」：国立大学附属の義務教育諸学校の教職員
  - ・「私立学校関係者」：私立の義務教育諸学校の教職員
  - ・「市町村教育委員会事務局」：教科書採択に関与する立場にあったか否かを問わず、市町村教育委員会の本庁及び教育事務所に所属する職員をいい、センター・研修所等の所管施設に所属する職員を含まない。
  - ・「採択地区協議会委員」：採択地区協議会の委員のほか、平成27年3月末以前におけるその前身組織の委員を含む。
  - ・「採択地区調査員等」：各採択地区における調査員等のほか、都道府県立の義務教育諸学校に所属する当該学校の教科書採択に関する調査研究を行う者を含む。また、閲覧等を受けた申請図書の内容と異なる教科書の調査員等は含まない。
- ※ 上記人数（公立学校関係者・国立学校関係者・私立学校関係者）には、現在は既に退職している者を含む。
- ※ 上記人数（公立学校関係者・国立学校関係者・私立学校関係者）には、申請本の内容について意見聴取等が行われた確証がない者（類型①②）、金品が支払われた確証がない者や受領を拒否をした者（類型②）を含む。また、申請本の一部を複製・抜粋ないしは編集・改変したものを閲覧した者のほか、PC・OA機器により画面上に映写したものを閲覧した者、口頭による説明を受けた者等を含む。
- ※ 市町村教育委員会事務局の人数には、退職後、再任用又は嘱託等の形態で雇用されている者を含む。
- ※ 複数の教科書の申請図書の内容について意見聴取等を行った発行者の教科書を採択した件数には、当該複数の教科書のうち1以上、当該発行者の教科書を採択した件数を計上している。

( )

( )

## 平成27年度教科書採択状況調査（中学校用）調査結果

（平成28年3月）

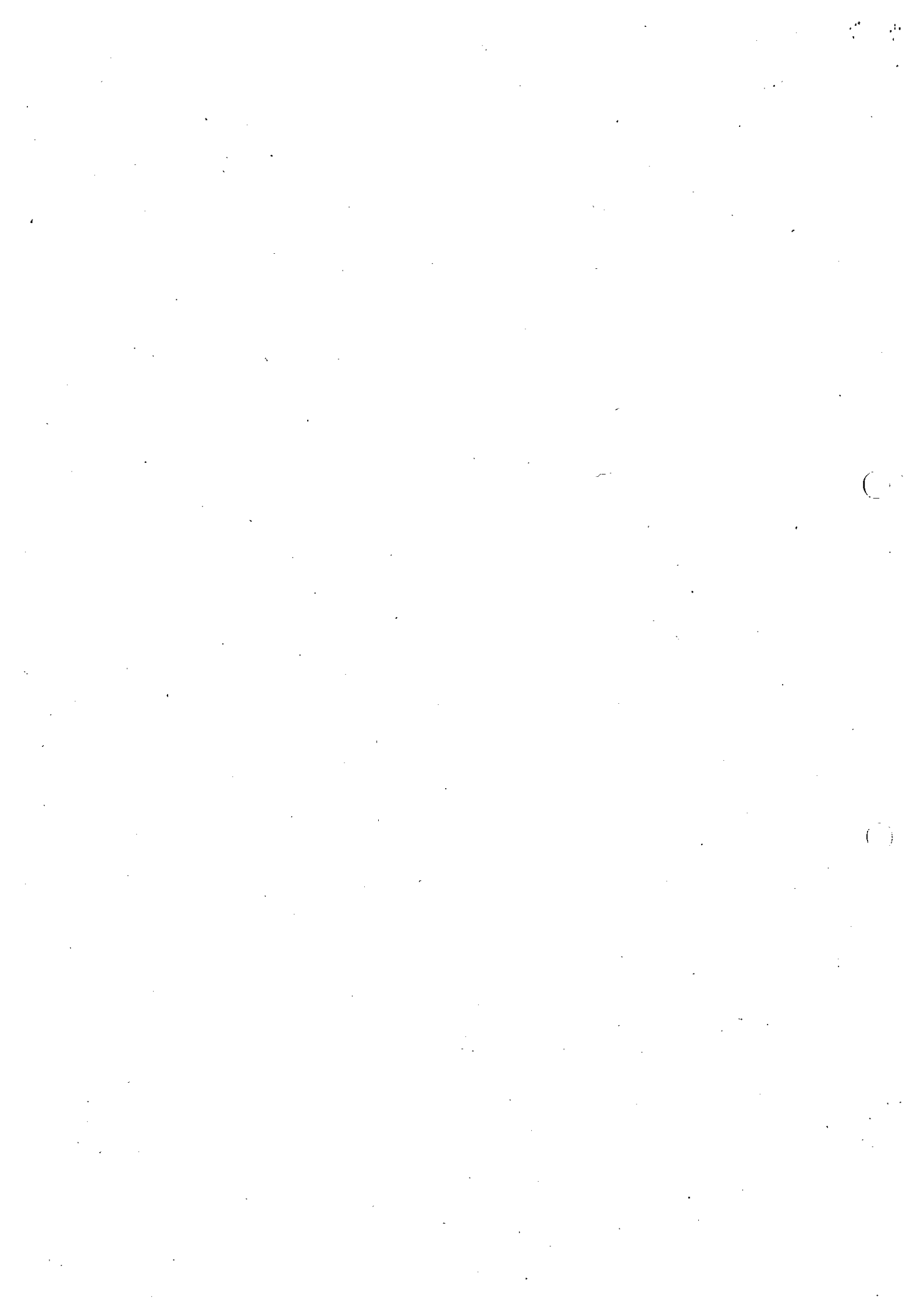
調査期間：平成27年10月1日から10月30日まで

回答者：全都道府県教育委員会

調査項目：平成27年度に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区、共同設置、広域連合、中学校を設置する一部事務組合の教育委員会を含む）が行った、平成28年度から公立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む）で使用する教科書の採択について

## 目次

<b>1</b>	<b>採択地区の構成について（平成27年8月31日時点）</b> . . . . .	<b>1</b>
1-1	構成市町村数別の採択地区数（指定都市の採択地区を除く）	
1-2	指定都市の採択地区数	
1-3	採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について	
<b>2</b>	<b>共同採択地区における採択手続等について</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>採択事務のスケジュール・手続について</b> . . . . .	<b>3</b>
3-1	選定資料の送付時期、調査研究の終了時期について	
3-2	採択の決定時期等について	
3-3	採択権限の行使方法について	
3-4	都道府県立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択について	
3-5	市町村立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択について	
<b>4</b>	<b>採択に当たっての調査研究について</b> . . . . .	<b>8</b>
4-1	都道府県教育委員会における選定資料の記述・内容について	
4-2	都道府県教育委員会が示している採択基準について	
4-3	採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて	
4-4	採択関係組織の構成について	
<b>5</b>	<b>採択に係る資料の公表について</b> . . . . .	<b>11</b>
5-1	都道府県教育委員会における公表について	
5-2	市町村教育委員会における公表について	
<b>6</b>	<b>教科書見本等について</b> . . . . .	<b>13</b>
6-1	教育長及び教育委員への教科書見本の提供について	
6-2	図書館等への教科書の整備について	
<b>7</b>	<b>教科書展示会について</b> . . . . .	<b>15</b>
7-1	教科書展示会の周知方法について	
7-2	教科書展示会の改善について	
7-3	教科書展示会の実施状況について	



## 1 採択地区の構成について（平成 27 年 8 月 31 日時点）

### 1-1 構成市町村数別の採択地区数（指定都市の採択地区を除く）

	1市 町村	2市 町村	3市 町村	4市 町村	5市 町村	6市 町村	7市 町村	8市 町村	9市 町村	10市 町村 以上	合計
採択地区数	242	82	64	52	35	26	13	11	10	24	559
全採択地区に 占める割合	43.3%	14.7%	11.4%	9.3%	6.3%	4.7%	2.3%	2.0%	1.8%	4.3%	100.0%

○ 1地区平均：2.8市町村

〔参考〕平成 23 年度の採択地区数：551 地区、平成 17 年度の採択地区数：540 地区

### 1-2 指定都市の採択地区数

○ 全 23 地区（うち 1 市内に 1 地区：19 市、1 市内に複数地区：1 市（川崎市：4 地区））

### 1-3 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①定期的（採択期間の開始時期等）に意向を確認している	22	46.8%
②定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている	25	53.2%
③その他	0	0.0%

## 2 共同採択地区における採択手続等について

### ○ 採択地区協議会の委員に対する守秘義務の設定状況について

	採択地区数	全体に占める割合
①公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している	230	72.6%
②公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない	10	3.2%
③公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない	77	24.3%

### 3 採択事務のスケジュール・手続について

#### 3-1 選定資料の送付時期、調査研究の終了時期について

##### 3-1-1 市町村教育委員会等への選定資料の送付時期

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①5月31日以前	2	4.3%	3	6.4%
②6月1日～6月15日	25	53.2%	22	46.8%
③6月16日～6月30日	17	36.2%	19	40.4%
④7月1日以降	3	6.4%	3	6.4%

##### 3-1-2 市町村立の中学校で使用する教科書の調査研究終了時期

	採択地区数	全採択地区に 占める割合
①5月31日以前	2	0.3%
②6月1日～6月15日	10	1.7%
③6月16日～6月30日	97	16.7%
④7月1日～7月15日	272	46.7%
⑤7月16日～7月31日	163	28.0%
⑥8月1日～8月15日	34	5.8%
⑦8月16日以降	4	0.7%

#### 3-2 採択の決定時期等について

##### 3-2-1 都道府県立の中学校で使用する教科書の採択決定時期

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①7月31日以前	2	5.1%
②8月1日～8月15日	9	23.1%
③8月16日以降	28	71.8%

※中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象  
 ※各学校で調査研究を行っている場合は結果等の報告締切日

### 3-2-2 市町村立の中学校で使用する教科書の採択決定時期

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
① 7月31日以前	990	56.9%
② 8月1日～8月15日	396	22.7%
③ 8月16日以降	355	20.4%

### 3-2-3 市町村教育委員会による需要数報告の期限を設けている場合の時期

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 7月31日以前	2	4.4%	4	8.7%
② 8月1日～8月15日	13	28.9%	12	26.1%
③ 8月16日～8月31日	19	42.2%	19	41.3%
④ 9月1日	11	24.4%	11	23.9%

※市町村教育委員会による需要数報告の期限を設けている都道府県教育委員会のみ集計対象

## 3-3 採択権限の行使方法について

### 3-3-1 都道府県教育委員会における採択権限の行使方法

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	28	73.7%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	5	13.2%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものを更に教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%
④教育長の専決により教科書を採択している	5	13.2%
⑤その他	0	0.0%

※中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象



3-3-2 市町村教育委員会における採択権限の行使方法

	単独採択を行う 市町村教育委員会		共同採択を行う 市町村教育委員会	
	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	262	100.0%	1,441	97.4%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	0	0.0%	18	1.2%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものを更に教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%	0	0.0%
④教育長の専決により教科書を採択している	0	0.0%	16	1.1%
⑤その他	0	0.0%	4	0.3%

3-4 都道府県立の併設型中学校・中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択方法

3-4-1 都道府県教育委員会による各学校の希望聴取状況

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	7	18.4%
②各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	0	0.0%
③各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	26	68.4%
④その他の方法で採択希望を聴取している	5	13.2%

※併設型中学校・中等教育学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

3-4-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査の有無

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①行う	28	90.3%
②行わない	3	9.7%

※3-4-1で②～④に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-4-3 審査に際しての教科用図書選定審議会への付議の有無

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①教科用図書選定審議会に付議している	5	17.9%
②教科用図書選定審議会に付議していない	23	82.1%

※3-4-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-4-4 審査を行う場合の観点（複数回答可）

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①採択理由の明確さ	24	85.7%
②科目と教科書が合致しない等の手続き上の不備の有無	16	57.1%
③都道府県の教育目標への適合性	11	39.3%
④その他	6	21.4%

※3-4-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

3-5 市町村立の併設型中学校・中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択方法

3-5-1 市町村教育委員会による各学校の希望聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	7	41.2%
②各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	1	5.9%
③各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	8	47.1%
④その他の方法で採択希望を聴取している	1	5.9%

※併設型中学校・中等教育学校を設置している市町村の教育委員会のみ集計対象

3-5-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査の有無

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①行う	10	100.0%
②行わない	0	0.0%

※3-5-1で②～④に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

3-5-3 審査を行う場合の観点（複数回答可）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①採択理由の明確さ	9	90.0%
②科目と教科書が合致しない等の手続き上の不備の有無	3	30.0%
③都道府県・市町村の教育目標への適合性	5	50.0%
④当該市町村の属する採択地区における調査研究結果	4	40.0%
④その他	0	0.0%

※3-5-2で①に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

#### 4 採択に当たっての調査研究について

##### 4-1 都道府県教育委員会における選定資料の記述・内容について（複数回答可）

	H27		H23	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①総合評価を付し、各教科書に対する評価が明確に分かるようにしている	4	8.5%	13	27.7%
②各教科書の記述・特色について、都道府県の教育目標等との関わりが分かるようにしている	22	46.8%	25	53.2%
③各教科書の記述・特色について、客観的な違いが分かるようにしている	42	89.4%	44	93.6%
④教育基本法や学習指導要領との関わりが分かるようにしている	42	89.4%	44	93.6%
⑤その他の事項が分かるようにしている	9	19.1%	10	21.3%

※H27 年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

##### 4-2 都道府県教育委員会が示している採択基準について（複数回答可）

	H27		H23	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①教育基本法や学習指導要領との関わりについて示している	41	87.2%	38	80.9%
②都道府県の教育目標等との関わりについて示している	20	42.6%	24	51.1%
③各地区の児童・生徒の実態を考慮するよう示している	38	80.9%	37	78.7%
④採択に係る事務処理について示している	29	61.7%	34	72.3%
⑤その他の事項について示している	11	23.4%	9	19.1%

※H27 年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

4-3 採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて

	採択地区数	全体に占める割合
①総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	402	69.1%
②総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	57	9.8%
③総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	90	15.5%
④総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとしている	33	5.7%
⑤資料を作成していない（調査員組織がない場合を含む）	0	0.0%

（参考）採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて（H26年度調査回答）

	市町村教育委員会数	全体に占める割合
①総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	1,162	66.8%
②総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	124	7.1%
③総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	193	11.1%
④総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとしている	180	10.3%
⑤その他の資料を作成し、採択・選定に活用している	20	1.1%
⑥資料を作成していない（調査員組織がない場合を含む）	61	3.5%

4-4 採択関係組織の構成について

		総人数	内訳								
			保護者	校長	教諭等 (校長を 除く)	新教育長	旧教育長	教育委員 (旧教育 長を除く)	教育委員会 事務局職員 (旧教育長 を除く)	その他	
①都道府県の 教科用図書選定 審議会の委員	(人)	882	95	199	142	14	68	56	160	148	
	(%)		10.8%	22.6%	16.1%	1.6%	7.7%	6.3%	18.1%	16.8%	
	H23	(人)	880	91	198	133		89	53	154	162
		(%)		10.3%	22.5%	15.1%		10.1%	6.0%	17.5%	18.4%
	H17	(人)	883	95	185	131				314	158
		(%)		10.8%	21.0%	14.8%				35.6%	17.9%
②都道府県の 教科用図書選定 審議会の調査員	(人)	3,419	0	87	2,709	0	0	0	617	6	
	(%)		0.0%	2.5%	79.2%	0.0%	0.0%	0.0%	18.0%	0.2%	
	H23	(人)	3,397	0	97	2,705		0	0	569	26
		(%)		0.0%	2.9%	79.6%		0.0%	0.0%	16.8%	0.8%
	H17	(人)	3,468	0	97	2,694		0	0	612	65
		(%)		0.0%	2.8%	77.7%		0.0%	0.0%	17.6%	1.9%

		①~③の 組織を設置 している 地区数	①~③の組織を設置している地区のうち下記の者を構成員としている地区数							
			保護者	校長	教諭等 (校長を 除く)	新教育長	旧教育長	教育委員 (旧教育 長を除く)	教育委員会 事務局職員 (旧教育長 を除く)	その他
①採択地区の 採択地区協議会	(地区)	317	202	102	49	174	291	197	86	47
	(%)		63.7%	32.2%	15.5%	54.9%	91.8%	62.1%	27.1%	14.8%
②採択地区の 選定委員会	(地区)	335	298	311	183	30	84	76	152	135
	(%)		89.0%	92.8%	54.6%	9.0%	25.1%	22.7%	45.4%	40.3%
③採択地区の 調査員	(地区)	568	36	383	561	2	4	13	57	24
	(%)		6.3%	67.4%	98.8%	0.4%	0.7%	2.3%	10.0%	4.2%

## 5 採択に係る資料の公表について

### 5-1 都道府県教育委員会における公表について

	H27								H26		
	公表	非公表	公表方法（複数回答可）			非公表理由			公表	請求に応じて公表	非公表
			ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求に応じて開示すれば十分	その他			
①教科用図書選定審議会委員氏名	38	9	23	18	2	6	3	0	38	8	1
	80.9%	19.1%							80.9%	17.0%	2.1%
②調査員氏名	18	29	8	11	1	20	8	1	16	27	4
	38.3%	61.7%							34.0%	57.4%	8.5%
③都道府県教育委員会が作成する採択基準	41	6	23	19	5	2	3	1	39	7	1
	87.2%	12.8%							83.0%	14.9%	2.1%
④都道府県教育委員会が作成する選定資料	41	6	23	20	0	2	4	0	39	8	0
	87.2%	12.8%							83.0%	17.0%	0.0%
⑤都道府県立中学校で使用する教科書の採択結果	35	3	34	8	4	1	2	0	35	11	1
	92.1%	7.9%							74.5%	23.4%	2.1%
⑥都道府県立中学校で使用する教科書の採択理由	23	15	17	7	3	4	10	1	19	26	2
	60.5%	39.5%							40.4%	55.3%	4.3%
⑦都道府県立中学校で使用する教科書の採択に係る教育委員会の議事録	21	9	21	1	0	2	7	0	—	—	—
	70.0%	30.0%							—	—	—

※H27年度の⑤、⑥は、中学校を設置している都道府県の教育委員会のみ集計対象

※H27年度の⑦は、採択について教育委員会会議に諮っている都道府県教育委員会のみ集計対象

※H27年度調査では質問や選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

また、H23年度調査の回答は、義務教育諸学校（中学校に限らない）で使用する教科書の採択に関するものである

5-2 市町村教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表方法（複数回答可）			非公表理由			
			ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求に応じて開示すれば十分	採択地区協議会の事務局を務める教育委員会が公表すれば足りる	その他
①採択結果	1,111	630	815	235	220	48	408	146	28
	63.8%	36.2%							
②採択理由	782	959	461	209	163	113	598	197	51
	44.9%	55.1%							
③採択地区協議会委員氏名	347	1,132	141	136	83	278	486	305	61
	23.5%	76.5%							
④採択地区協議会の議事録	428	1,051	164	152	112	143	501	328	79
	28.9%	71.1%							
⑤選定委員会委員氏名	189	550	65	99	36	195	208	116	31
	25.6%	74.4%							
⑥選定委員会の議事録	136	603	41	65	40	157	251	132	63
	18.4%	81.6%							
⑦調査員氏名	260	1,479	61	151	62	732	417	219	111
	15.0%	85.0%							
⑧調査研究資料	522	1,219	168	228	134	264	623	272	60
	30.0%	70.0%							
⑨採択に係る教育委員会の議事録	626	1,115	462	115	90	265	697	88	65
	36.0%	64.0%							

※③～⑧は、当該組織等を設置している市町村教育委員会のみ集計対象

※⑨は、採択について教育委員会会議に諮っている市町村教育委員会のみ集計対象

(参考) 平成23年度採択（市町村立義務教育諸学校で使用する教科書）に係る資料の採択地区における公表状況

	公表	請求に応じて公表	非公開	当該組織・資料なし
①採択結果	339	230	4	9
	59.2%	40.1%	0.7%	
②採択理由	171	347	24	40
	31.5%	64.0%	4.4%	
③採択地区協議会委員氏名	34	242	42	264
	10.7%	76.1%	13.2%	
④選定委員会委員氏名	79	217	56	230
	22.4%	61.6%	15.9%	
⑤調査員氏名	74	274	219	15
	13.1%	48.3%	38.6%	
⑥調査研究資料	101	424	33	24
	18.1%	76.0%	5.9%	

※H23年度調査の回答は、義務教育諸学校（中学校に限らない）で使用する教科書の採択に関するものである



## 6 教科書見本等について

### 6-1 教育長及び教育委員（以下「教育委員等」）への教科書見本の提供について

#### 6-1-1 都道府県教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	14	29.8%	2	4.3%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	17	36.2%	12	25.5%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	7	14.9%	17	36.2%
④特に提供していない	7	14.9%	15	31.9%
⑤その他	2	4.3%	1	2.1%

#### 6-1-2 市町村教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H27		H26	
	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	321	18.4%	223	12.7%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	742	42.6%	527	30.1%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	393	22.6%	588	33.6%
④特に提供していない	198	11.4%	312	17.8%
⑤その他	87	5.0%	100	5.7%

## 6-2 図書館等への教科書の整備について

### 6-2-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①教科書センターで閲覧等に供する ようにしている	47	100.0%	47	100.0%
②学校図書館など各学校での閲覧等 に供するようになっている	4	8.5%	3	6.4%
③公立図書館で閲覧等に供するよう にしている	15	31.9%	18	38.3%
④特に整備していない	0	0.0%	0	0.0%

### 6-2-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	H27	H26
	市町村 教育委員会数	市町村 教育委員会数
①学校図書館など各学校での閲覧等に供するよう にしている	152	157
②公立図書館で閲覧等に供するよう にしている	573	530
③特に整備していない	1,065	1,001

## 7 教科書展示会について

### 7-1 教科書展示会の周知方法について（複数回答可）

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①県や市町村等の広報誌を活用している	38	80.9%	38	80.9%
②県や市町村等の掲示板を活用している	24	51.1%	24	51.1%
③県や市町村等のホームページを活用している	46	97.9%	45	95.7%
④facebook や twitter などのソーシャルメディアを活用している	6	12.8%	3	6.4%
⑤PTA だよりを活用している	17	36.2%	15	31.9%
⑥マスコミ等を利用している	19	40.4%	23	48.9%
⑦その他の方法で周知している	33	70.2%	23	48.9%

### 7-2 教科書展示会の改善について（複数回答可）

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①開催場所を増設した	16	34.0%
②開催時間を延長した	15	31.9%
③展示方法を改善した	25	53.2%
④法定期間以外にも展示を行う会場を新設・増設した	11	23.4%
⑤展示対象とする学校種を増やした	4	8.5%
⑥意見箱を新設・増設した	14	29.8%
⑦周知方法を改善した	26	55.3%
⑧特に改善は行っていない	23	48.9%
⑨その他	11	23.4%

### 7-3 教科書展示会の実施状況について

#### 7-3-1 教科書展示会の展示会場数

	常設展示				期間展示				合計			
	総数	センター	学校	図書館	総数	センター	学校	図書館	総数	センター	学校	図書館
H27	449	408	72	122	1,277	438	353	390	1,726	846	1,084	748
H23	533	470	20	35	1,434	313	557	441	1,960	776	1,108	745
H17	-	-	-	-	-	-	-	-	2,078	859		1,219

※学校や図書館が教科書センターとなっている場合、両方に重複集計している

#### 7-3-2 展示教科書の種類別会場数（延べ数）

	小・中学校用	高等学校用	小・中・高等学校用	特支・附則9条図書
H27	1,202	12	453	341
H23	1,387	30	466	425
H17	1,198	41	428	227

※小・中・高等学校用教科書と特別支援学校用教科書及び附則9条図書を両方とも展示している会場については重複集計している

#### 7-3-3 特別な開催方法を行った会場数（延べ数）

	夜間（17時以降）	巡回・移動	その他
H27	453	195	47
H23	515	319	64
H17	250	111	77

#### 7-3-4 来会者の状況（延べ人数）

	法定期間内の状況								期間内計	期間外来会者	来会時期不明	総数
	教員				教員計	教育委員会等職員	その他の所属	所属不明				
	小	中	高	その他								
H27	11,373	24,055	1,283	11,364	48,075	4,960	22,670	10,552	86,257	18,957	3,201	108,415
H23	11,069	36,092	1,532	3,264	51,957	4,556	20,812	7,091	84,416	30,777	-	115,193
H17	20,317	34,324	1,855	4,476	60,972	6,456	35,054	13,759	116,241	38,826	-	155,067

※法定期間内外で来会者を区分集計していない場合は、全人数を「法定期間外の来会者」に計上している  
 ※法定期間外（前倒し、延長）に展示会を開催した都道府県数…47 都道府県

# 平成27年度教科書採択状況調査（国立・私立中学校用）調査結果

（平成28年3月）

調査期間：平成27年11月17日から12月16日まで

回答者：全ての国立・私立の中学校・中等教育学校

調査項目：平成27年度に行われた、平成28年度から国立・私立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む）で使用する教科書の採択について

## 1 教科書の採択方法について

	国立		私立	
	学校数	全体に占める割合	学校数	全体に占める割合
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	22	27.8%	73	9.7%
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	1	1.3%	9	1.2%
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	51	64.6%	643	85.7%
④ 特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	0	0.0%	14	1.9%
⑤ その他	5	6.3%	11	1.5%

## 2 採択関係資料の公表について

		公表	非公表	非公表の理由として最も当てはまるもの			
				静ひつな採択環境の確保	求めに応じて開示すれば十分	その他	
①採択結果	国立	学校数	24	55	19	31	5
		全体に占める割合	30.4%	69.6%			
	私立	学校数	294	456	89	349	18
		全体に占める割合	39.2%	60.8%			
②採択理由	国立	学校数	8	71	30	35	6
		全体に占める割合	10.1%	89.9%			
	私立	学校数	103	647	136	473	38
		全体に占める割合	13.7%	86.3%			
③調査研究資料	国立	学校数	0	55	28	22	5
		全体に占める割合	0.0%	100.0%			
	私立	学校数	12	332	87	221	24
		全体に占める割合	3.5%	96.5%			

※③は調査研究資料を作成している学校のみ集計対象



# 平成 27 年度教科書採択状況調査（高等学校用）調査結果

（平成 28 年 3 月）

調査期間：平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 30 日まで

回答者：全都道府県教育委員会

調査項目：平成 27 年度に都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が行った、平成 28 年度から公立の高等学校で使用する教科書の採択について

※市町村立の高等学校については、高等学校を設置する市町村の教育委員会のみ調査対象

## 目 次

<b>1</b>	<b>採択事務のスケジュール・手続について</b>	<b>1</b>
1-1	調査研究の終了時期について	
1-2	採択の決定時期について	
1-3	採択権限の行使方法について	
1-4	都道府県教育委員会における各学校の採択希望の聴取について	
1-5	市町村教育委員会における各学校の採択希望の聴取について	
<b>2</b>	<b>採択に当たっての調査研究について</b>	<b>5</b>
2-1	都道府県立の高等学校で使用する教科書の調査研究について	
2-2	市町村立の高等学校で使用する教科書の調査研究について	
<b>3</b>	<b>採択に係る資料の公表について</b>	<b>7</b>
3-1	都道府県教育委員会における公表について	
3-2	市町村教育委員会における公表について	
<b>4</b>	<b>教科書見本について</b>	<b>8</b>
4-1	教育長及び教育委員への教科書見本の提供について	
4-2	図書館等への教科書の整備について	





# 1 採択事務のスケジュール・手続について

## 1-1 調査研究の終了時期について

### 1-1-1 都道府県立の高等学校で使用する教科書の調査研究終了時期

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①5月31日以前	1	2.1%	1	2.1%
②6月1日～6月15日	1	2.1%	3	6.4%
③6月16日～6月30日	7	14.9%	6	12.8%
④7月1日～7月15日	21	44.7%	19	40.4%
⑤7月16日～7月31日	15	31.9%	16	34.0%
⑥8月1日～8月15日	2	4.3%	2	4.3%
⑦8月16日～8月31日	0	0.0%	0	0.0%
⑧9月1日以降	0	0.0%	0	0.0%

### 1-1-2 市町村立の高等学校で使用する教科書の調査研究終了時期

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①5月31日以前	3	2.9%
②6月1日～6月15日	8	7.7%
③6月16日～6月30日	31	29.8%
④7月1日～7月15日	34	32.7%
⑤7月16日～7月31日	22	21.2%
⑥8月1日～8月15日	3	2.9%
⑦8月16日～8月31日	2	1.9%
⑧9月1日以降	1	1.0%

## 1-2 採択の決定時期について

### 1-2-1 都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	H27		H26	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
①7月31日以前	2	4.3%	2	4.3%
②8月1日～8月15日	3	6.4%	3	6.4%
③8月16日～8月31日	29	61.7%	29	61.7%
④9月1日以降	13	27.7%	13	27.7%

### 1-2-2 市町村立の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	H27		H26	
	市町村教育委員会数	全体に占める割合	市町村教育委員会数	全体に占める割合
①7月31日以前	61	58.7%	66	62.9%
②8月1日～8月15日	21	20.2%	18	17.1%
③8月16日～8月31日	20	19.2%	18	17.1%
④9月1日以降	2	1.9%	3	2.9%

## 1-3 採択権限の行使方法について

### 1-3-1 都道府県教育委員会における採択権限の行使方法

	H27		H26	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	19	40.4%	16	34.0%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	18	38.3%	24	51.1%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものを更に教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%	0	0.0%
④教育長の専決により教科書を採択している	8	17.0%	—	—
⑤その他	2	4.3%	7	14.9%

※H27年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

1-3-2 市町村教育委員会における採択権限の行使方法

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	85	81.7%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	6	5.8%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものを更に教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%
④教育長の専決により教科書を採択している	10	9.6%
⑤その他	3	2.9%

1-4 都道府県教育委員会における各学校の採択希望の聴取について

1-4-1 都道府県教育委員会による各学校の希望聴取状況

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	0	0.0%	0	0.0%
②各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	2	4.3%	2	4.3%
③各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	42	89.4%	42	89.4%
④その他の方法で採択希望を聴取している	3	6.4%	3	6.4%

1-4-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査の有無

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①行う	46	97.9%	44	100.0%
②行わない	1	2.1%	0	0.0%

※H27年度調査では1-4-1で②～④に該当する都道府県教育委員会のみ、H26年度調査では1-4-1で②、③に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

1-4-3 審査を行う場合の観点（複数回答可）

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
①採択理由の明確さ	41	89.1%	37	84.1%
②科目と教科書が合致しない等の手 続き上の不備の有無	45	97.8%	44	100.0%
③都道府県の教育目標への適合性	12	26.1%	11	25.0%
④その他	6	13.0%	3	6.8%

※1-4-2で①に該当する都道府県教育委員会のみ集計対象

1-5 市町村教育委員会における各学校の採択希望の聴取について

1-5-1 市町村教育委員会による各学校の希望聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①各学校からの採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	1	1.0%
②各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している	7	6.7%
③各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している	93	89.4%
④その他の方法で採択希望を聴取している	3	2.9%

1-5-2 各学校が教育委員会に希望を提出している場合の審査の有無

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①行う	101	98.1%
②行わない	2	1.9%

※1-5-1で②～④に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

1-5-3 審査を行う場合の観点（複数回答可）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①採択理由の明確さ	82	82.0%
②科目と教科書が合致しない等の手続き上の不備の有無	56	56.0%
③都道府県・市町村の教育目標への適合性	37	37.0%
④その他	5	5.0%

※1-5-2で①に該当する市町村教育委員会のみ集計対象

## 2 採択に当たっての調査研究について

### 2-1 都道府県立の高等学校で使用する教科書の調査研究について

#### 2-1-1 都道府県立の高等学校で使用する教科書の調査研究組織体制（複数回答可）

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	19	40.4%	22	46.8%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6%	45	95.7%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	4.3%	2	4.3%
④その他	0	0.0%	0	0.0%

#### 2-1-2 都道府県立の高等学校で使用する教科書の採択基準（複数回答可）

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	36	76.6%	38	80.9%
②都道府県の教育目標等への適合性	13	27.7%	13	27.7%
③各教科書の説明等の理解しやすさ	30	63.8%	27	57.4%
④各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	33	70.2%	29	61.7%
⑤各教科書の使いやすさや見やすさ	31	66.0%	28	59.6%
⑥各教科書の説明等の理解しやすさ	16	34.0%	14	29.8%
⑦その他	19	40.4%	16	34.0%

※H27年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

## 2-2 市町村立の高等学校で使用する教科書の調査研究について

### 2-2-1 市町村立の高等学校で使用する教科書の調査研究組織体制（複数回答可）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	10	9.6%
②各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	102	98.1%
③複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	2	1.9%
④その他	2	1.9%

### 2-2-2 市町村立の高等学校で使用する教科書の採択基準（複数回答可）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	54	51.9%
②都道府県・市町村の教育目標等への適合性	42	40.4%
③各教科書の説明等の理解しやすさ	60	57.7%
④各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	59	56.7%
⑤各教科書の使いやすさや見やすさ	62	59.6%
⑥各教科書の説明等の理解しやすさ	45	43.3%
⑦その他	27	26.0%

### 3 採択に係る資料の公表について

#### 3-1 都道府県教育委員会における公表について

	H27								H26	
	公表	非公表	公表方法（複数回答可）			非公表理由			公表	非公表
			ホーム ページ	情報 センター	その他	静ひつな 採択環境 の確保	請求に応じ て開示すれ ば十分	その他		
①都道府県教育委員会が作成 する採択基準	16 34.0%	26 55.3%	11	4	3	4	14	7	17 41.5%	24 58.5%
②都道府県教育委員会が作成 する選定資料	7 14.9%	17 36.2%	3	2	3	4	9	4	5 22.7%	17 77.3%
③各学校が作成する選定資料	7 15.2%	39 84.8%	0	5	1	7	23	9	8 17.8%	37 82.2%
④都道府県立高等学校で使用 する教科書の採択結果	33 70.2%	14 29.8%	24	9	4	1	10	3	34 72.3%	13 27.7%
⑤都道府県立高等学校で使用 する教科書の採択理由	16 34.0%	31 66.0%	5	9	4	4	15	11	15 31.9%	32 68.1%
⑥都道府県立高等学校で使用 する教科書の採択に係る教 育委員会の議事録	27 75.0%	9 25.0%	24	1	2	2	6	1	26 55.3%	21 44.7%

※①～③は、当該資料を作成している都道府県教育委員会のみ集計対象

※H27年度の⑥は、採択について教育委員会会議に諮っている都道府県教育委員会のみ集計対象

※H27年度調査では質問や選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

#### 3-2 市町村教育委員会における公表について

	公表	非公表	公表方法（複数回答可）			非公表理由		
			ホーム ページ	情報 センター	その他	静ひつな 採択環境 の確保	請求に応じて 開示すれば 十分	その他
①市町村教育委員会が作成 する採択基準	19 26.0%	54 74.0%	14	6	2	8	39	7
②市町村教育委員会が作成 する調査研究資料	8 14.5%	47 85.5%	2	4	2	8	29	10
③各学校が作成する選定関 係資料	14 15.4%	77 84.6%	4	7	3	12	58	7
④市町村立高等学校で使用 する教科書の採択結果	39 37.5%	65 62.5%	23	14	9	6	53	6
⑤市町村立高等学校で使用 する教科書の採択理由	22 4.0%	82 78.8%	11	8	5	9	61	12
⑥市町村立高等学校で使用 する教科書の採択に係る 教育委員会の議事録	51 58.0%	37 42.0%	45	9	2	2	29	6

※①～③は、当該資料を作成している市町村教育委員会のみ集計対象

※⑥は、採択について教育委員会会議に諮っている市町村教育委員会のみ集計対象

#### 4 教科書見本等について

##### 4-1 教育長及び教育委員（以下「教育委員等」）への教科書見本の提供について

###### 4-1-1 都道府県教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	1	2.1%	0	0.0%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	9	19.1%	8	17.0%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	11	23.4%	10	21.3%
④特に提供していない	23	48.9%	23	48.9%
⑤その他	3	6.4%	6	12.8%

###### 4-1-2 市町村教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H27		H26	
	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	1	1.0%	2	1.9%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	26	25.0%	19	18.1%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	28	26.9%	33	31.4%
④特に提供していない	43	41.3%	43	41.0%
⑤その他	6	5.8%	8	7.6%



#### 4-2 図書館等への教科書の整備について

##### 4-2-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	H27		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
①教科書センターで閲覧等に供する ようにしている	40	85.1%	40	85.1%
②学校図書館など各学校での閲覧等 に供するようになっている	5	10.6%	4	8.5%
③公立図書館で閲覧等に供するよう にしている	13	27.7%	12	25.5%
④特に整備していない	4	8.5%	5	10.6%

##### 4-2-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	市町村 教育委員会数
①学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	9
②公立図書館で閲覧等に供するようになっている	24
③特に整備していない	74





27初教科第76号  
平成28年3月31日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 望月



(印影印刷)

平成29年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成28年度における教科書採択の事務処理については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1777号各都道府県教育委員会教育長宛て文部科学省初等中等教育局長通知）のほか、さらに、下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

国立学校及び私立学校については、おって、この通知の写しを附属学校を置く国立大学法人の長及び都道府県知事宛てに送付しますので、協力して周知をお願いします。

## 記

### 1 高等学校用教科書の採択について

高等学校の現行の学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成 29 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

従前の学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

なお、各教科書発行者においては、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

### 2 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について

(1) 学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）並びに学校教育法附則第 9 条の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教科用図書（以下「高等学校用一般図書」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における特別支援学校・学級用一般図書の採択に当たっては、まずは文部科学省著作教科書や文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に以下の①から⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成 28 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。）。

- ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものが適切であること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であること（特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切ではない。）。
- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間にも系統性にも配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

- ⑥ 分冊となっている一般図書を採択する場合、予算上後期用を予定していないため、年度当初にまとめて採択すること。ただし、弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行している、いわゆる「拡大教科書」や、教科書を点訳した点字教科書については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。
- また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

- (3) 都道府県教育委員会は、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の展示会を開催することができるが、その際、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、特別支援学校・学級用一般図書及び高等学校用一般図書の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

### 3 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先・送付部数について

教科書見本の送付先と送付部数限度は「平成 29 年度使用教科書の採択における教科書見本の送付先及び送付部数限度について」（平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡）において教科書発行者に対して指導がなされていること。

#### [小学校・中学校]

平成 28 年度は、小学校及び中学校用教科書については、基本的に平成 27 年度と同一の教科書が採択されることとなるため、見本は送付されない。

#### [高等学校]

高等学校用教科書見本については、平成 27 年度に新たに検定を経た高等学校用教科書の見本に限り送付できることができるものとし、その送付先と送付部数の上限は下記のとおりとする。

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| ・ 都道府県教育委員会   | : | 各 6 部 |
| ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する市町村教育委員会 | : | 各 1 部 |
| ・ 高等学校  | : | 各 1 部 |
| ・ 教科書センター   | : | 各 1 部 |

(2) 教科書見本の送付時期について

採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第，速やかに送付することとされており，4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。

(3) 送付できる教科書見本について

教科書見本を送付することができるのは，平成27年度に新たに検定を経た教科書のみであるが，平成29年度に新たに設置される高等学校に対しては，採択権者の求めに応じ，それ以外の教科書の見本についても，1部を上限として送付することができること。

(4) 教科書見本の保存について

高等学校用教科書見本については，各高等学校にも送付できることとしているが，次の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように，各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行い，万一滅失した際には，原則として各教育委員会等において保管している見本を活用すること。

#### 4 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は，教育関係者の教科書研究の便宜を図り，一般公開を通じて，地域住民等の多くの方々に教科書の内容を知っていただくための取り組みであること。

(2) 平成28年度の，教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間（法定展示期間）は，6月17日から14日間である（平成28年3月3日付け文部科学省告示第42号）ので留意すること。

(3) 法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。なお，法定展示期間外であっても，教科書見本がそろい次第，教科書展示会を開催することは可能であり，法定展示期間の前後にも展示を行ったり，移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど，工夫すること。

(4) 各都道府県教育委員会においては，教科書展示会の開催時期・場所等について，教員，教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお，左記については，文部科学省ホームページにおいても，各都道府県教育委員会の教科書展示会についての情報を公開することから，平成27年度と同様，平成28年度教科書展示会についてのWebページを開設した場合は，速やかに文部科学省教科書課に報告すること。

(5) 教科書見本が送付されない場合を除いて，教科書展示会の出品教科書に対しては，その取扱い上の差別をしてはならないこと。

(6) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については，展示後1年間

保存することとされていることに留意すること（次年度使用教科書のみ）。  
なお、1年の保存期間終了後においても、教科書センターや図書館等において保存や展示を行うなどして活用されることが望ましいこと。

## 5 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであることから、需要数の把握に当たっては、可能な限り正確なものとなるように努めること。
- (2) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。需要数報告期限の厳守のため、都道府県教育委員会においては、適切なスケジュール管理を行うこと。
- (3) 需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。  
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うことが望ましいこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：検定済教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。  
なお、障害のある児童生徒が使用する音声教材についても、その普及促進を図るため、必要とする児童生徒数等について把握するための調査を併せて実施するので留意すること。

## 6 教科書センターについて

教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれか

の展示を止めた場合には、その旨を文部科学省教科書課に報告することとされていること。

#### 7 採択地区の変更について

採択地区を設定し、又は変更したときは、都道府県の広報等で告知し、関係者に周知徹底するとともに、文部科学大臣にその旨を報告する必要があること。採択地区の変更に当たって教科書の採択・給与に不明な点がある場合には、事前に文部科学省教科書課まで相談すること。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576